



2025年9月1日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード: 2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 代表取締役 田原 弘貴
電話 03-6427-7380 (代表)

株式会社ZEDホールディングス及び株式会社Zaif等に係る係争に関するお知らせ

当社は、当社子会社群の権利保全を最優先事項として、株式会社ZEDホールディングス（以下「ZEDHD」といいます。）及び株式会社Zaif（以下「Zaif」といいます。）に関する法的手続を進めております。ZEDHD及びZaif等に係る係争の状況等について、改めて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 係争の概要

(1) 子会社の代物弁済

当社の2025年2月3日時点の経営陣（以下「旧経営陣」といいます。）は、同日付け適時開示「代物弁済に伴う連結子会社の異動(株式譲渡)および個別決算における特別利益の計上見込みに関するお知らせ」のとおり（同年8月27日付け「調査者からの調査報告書（中間報告）の受領について」に添付された調査者の中間報告書も御覧ください。）、当社の株式会社カイカフィナンシャルホールディングスに対する借入金について、自ら期限の利益を放棄し、さらに、当社が保有していた弁済原資（現預金や上場株式）を流出させた上で、当社子会社のZEDホールディングス（以下「ZEDHD」といいます。）の株式を譲渡することによる返済（代物弁済。以下「本件代物弁済」といいます。）をしました。本件代物弁済の結果、ZEDホールディングス及びその配下の全事業子会社（株式会社Zaif（以下「Zaif」といいます。）・チューリング株式会社・Digital Credence Technologies Ltd.・株式会社クシムソフト）が、当社の連結子会社から除外されました。

しかしながら、当社は一貫して、本件代物弁済は、会社法467条に基づいて株主総会の特別決議の承認を得る必要があると認識しております。このため、本件代物弁済は、違法無効となるものと認識しており、これらは、今後、本案訴訟で争っていく予定です。

2025年8月27日付け「調査者からの調査報告書（中間報告）の受領について」で開示した中間報告書においても、本件代物弁済は、当社にとって合理性に乏しかったものと認定されています。

（２）子会社の譲渡の無効性について

本件代物弁済が違法無効である場合、本件代物弁済を基にした全ての一連の取引は同様に無効となることから、当社は、本件代物弁済の対象となった全ての子会社の再譲渡及びそれに類する全ての取引についても無効性を争う方針です。本件代物弁済の時にZEDHDの子会社であった Zaif を含む各社についても、本件代物弁済を基にした再譲渡等があった場合、その有効性（再譲渡等が無効であること）について争う方針です。

また、現在、当社が2025年9月3日に招集しているZEDHD臨時株主総会において、当社の議決権行使を差し止める決定が出ており、当社は、東京高等裁判所において決定に対する抗告申立てをしております。仮に当社の抗告申立てが認められなかった場合においても、当社にZEDHD株主権が存する認識のもと、別途本案訴訟において争う方針です。

さらに、当社は、当社の資産を保全するという観点から、同年8月27日付け「調査者からの調査報告書（中間報告）を受けた当社の方針について」によりお知らせしたとおり、旧経営陣にする会社法423条1項に基づく損害賠償を理由とした役員責任追及訴訟の提起を含めてあらゆる法的手段を講じてまいります。

2 進行中の法的手続

当社は、ZEDHD及びZaifに関して、以下のとおり法的手続を進行しております。

進行中の各種法的手続	申立者／原告	管轄裁判所	概要
仮処分決定に係る異議申立てへの抗告	当社	東京高等裁判所	2025年8月27日付東京地方裁判所による異議申立て決定に対する抗告。ZEDHD株主総会において、当社が議決権を行使してはならない旨の決定を認可した異議申立て決定に対しての抗告。 ※2025年8月28日付開示資料を参照
議決権行使許容・禁止の仮処分	当社	大阪地方裁判所	ZEDHD、カイカFHD、ネクスグループを債務者とした仮処分の申立て。 ※2025年8月19日付開示資料を参照
新株発行無効等請求を求める訴え	当社	大阪地方裁判所	ZEDHD、カイカFHD、ネクスグループを被告として、当社の関与なくZEDHDが発行した株式について新株発行無効等請求を求める訴え。 ※2025年8月19日付開示資料を参照

株主権不存在確認訴訟	ZEDHD	東京地方 裁判所	当社のZEDHD株主権の不存在を確認する訴えをZEDHDが求めた訴え。
------------	-------	-------------	-------------------------------------

3 関係者へのお願い（注意喚起）

Zaif関連会社の株式・事業取得や類似取引を検討される第三者におかれましては、当社が係争当事者である事実を御理解の上、適切なデューデリジェンス等のリスク配慮をお願いいたします。

4 今後の見通しと方針

重要な進展が生じた場合には、適時速やかに開示いたします。

以 上